

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和3年第2回定例会提出予定議案の説明

- (2) 議案第87号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第87号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年5月26日

健康福祉局

議案第 87 号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営
の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

1 条例改正の背景

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 3 年厚生労働省令第 55 号）

2 条例の主な改正内容

- (1) 上記 1 に伴い、指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができることとするもの
- (2) 上記 1 に伴い、指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的方法によることができることとするもの

3 施行期日

令和 3 年 7 月 1 日

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第54号	○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第54号
目次	目次
第1章 総則（第1条～第4条）	第1章 総則（第1条～第4条）
第2章 児童発達支援	第2章 児童発達支援
第1節 基本方針（第5条）	第1節 基本方針（第5条）
第2節 人員に関する基準（第6条～第9条）	第2節 人員に関する基準（第6条～第9条）
第3節 設備に関する基準（第10条・第11条）	第3節 設備に関する基準（第10条・第11条）
第4節 運営に関する基準（第12条～第56条）	第4節 運営に関する基準（第12条～第56条）
第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第56条の2～第56条の5）	第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第56条の2～第56条の5）
第6節 基準該当通所支援に関する基準（第57条～第62条の2）	第6節 基準該当通所支援に関する基準（第57条～第62条の2）
第3章 医療型児童発達支援	第3章 医療型児童発達支援
第1節 基本方針（第63条）	第1節 基本方針（第63条）
第2節 人員に関する基準（第64条・第65条）	第2節 人員に関する基準（第64条・第65条）
第3節 設備に関する基準（第66条）	第3節 設備に関する基準（第66条）
第4節 運営に関する基準（第67条～第72条）	第4節 運営に関する基準（第67条～第72条）
第4章 放課後等デイサービス	第4章 放課後等デイサービス
第1節 基本方針（第73条）	第1節 基本方針（第73条）
第2節 人員に関する基準（第74条・第75条）	第2節 人員に関する基準（第74条・第75条）
第3節 設備に関する基準（第76条）	第3節 設備に関する基準（第76条）
第4節 運営に関する基準（第77条～第79条）	第4節 運営に関する基準（第77条～第79条）
第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第79条の2）	第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第79条の2）
第6節 基準該当通所支援に関する基準（第80条～第82条）	第6節 基準該当通所支援に関する基準（第80条～第82条）
第5章 居宅訪問型児童発達支援	第5章 居宅訪問型児童発達支援
第1節 基本方針（第82条の2）	第1節 基本方針（第82条の2）
第2節 人員に関する基準（第82条の3・第82条の4）	第2節 人員に関する基準（第82条の3・第82条の4）
第3節 設備に関する基準（第82条の5）	第3節 設備に関する基準（第82条の5）

改正後	改正前
<p>第4節 運営に関する基準（第82条の6～第82条の9）</p> <p>第6章 保育所等訪問支援</p> <p>第1節 基本方針（第83条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第84条・第85条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第86条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第87条～第90条）</p> <p>第7章 多機能型事業所に関する特例（第91条～第93条）</p> <p><u>第8章 雑則（第94条）</u></p> <p>附則</p> <p>第2章 児童発達支援</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>（従業者及びその員数）</p> <p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」といい、この条において児童発達支援センターであるものを除く。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 児童指導員（川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）第29条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。） 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア 障害児の数が10人までのもの 2人</p> <p>イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数</p> <p>（2） 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定により障害児通所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。） 1人</p>	<p>第4節 運営に関する基準（第82条の6～第82条の9）</p> <p>第6章 保育所等訪問支援</p> <p>第1節 基本方針（第83条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第84条・第85条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第86条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第87条～第90条）</p> <p>第7章 多機能型事業所に関する特例（第91条～第93条）</p> <p>附則</p> <p>第2章 児童発達支援</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>（従業者及びその員数）</p> <p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」といい、この条において児童発達支援センターであるものを除く。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 児童指導員（川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）第29条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。） 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア 障害児の数が10人までのもの 2人</p> <p>イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数</p> <p>（2） 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定により障害児通所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。） 1人</p>

改正後	改正前
<p>以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>(2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち^{かくたん}喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等をいう。次条及び第74条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として^{かくたん}喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等業務をいう。次条及び第74条において同じ。）を行う場合</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第74条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第74条において同じ。）を行う場合</p> <p>3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次</p>	<p>以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>(2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち^{かくたん}喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等をいう。次条及び第74条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として^{かくたん}喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等業務をいう。次条及び第74条において同じ。）を行う場合</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第74条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第74条において同じ。）を行う場合</p> <p>3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次</p>

改正後	改正前
<p>条及び第74条において「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p>	<p>条及び第74条において「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p>
<p>4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 看護職員 1人以上 (3) 児童指導員又は保育士 1人以上 (4) 機能訓練担当職員 1人以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>	<p>4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 看護職員 1人以上 (3) 児童指導員又は保育士 1人以上 (4) 機能訓練担当職員 1人以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>
<p>5 第1項第1号及び前2項の「指定児童発達支援の単位」とは、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>	<p>5 第1項第1号及び第2項の「指定児童発達支援の単位」とは、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>
<p>6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>	<p>6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>
<p>7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p>	<p>7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p>
<p>8 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p> <p>第4章 放課後等デイサービス 第2節 人員に関する基準 (従業者及びその員数)</p>	<p>8 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p> <p>第4章 放課後等デイサービス 第2節 人員に関する基準 (従業者及びその員数)</p>
<p>第74条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デ</p>	<p>第74条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デ</p>

改正後	改正前
<p>イサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア 障害児の数が10人までのもの 2人</p> <p>イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5 で除して得た数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>(2) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</p> <p>(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を</p>	<p>イサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア 障害児の数が10人までのもの 2人</p> <p>イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5 で除して得た数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>(2) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</p> <p>(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を</p>

改正後	改正前
<p>行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p>	<p>行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p>
<p>4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 看護職員 1人以上 (3) 児童指導員又は保育士 1人以上 (4) 機能訓練担当職員 1人以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>	<p>4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 看護職員 1人以上 (3) 児童指導員又は保育士 1人以上 (4) 機能訓練担当職員 1人以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>
<p>5 第1項第1号及び前2項の「指定放課後等デイサービスの単位」とは、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>	<p>5 第1項第1号及び第2項の「指定放課後等デイサービスの単位」とは、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p>
<p>6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>	<p>6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>
<p>7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p>	<p>7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p>
<p>8 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p>	<p>8 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p>
<p><u>第8章 雑則</u> <u>(電磁的記録等)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第94条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第14条第1項（第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。）、第18条（第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	